

京都市訓令甲第 18 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

別表区長の項第13号及び担当区長の項第15号中「、貸借」及び「、物品の譲渡、交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を削る。

別表地域力推進室長の項第7号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表課長（総務・防災課長、総務・防災・地域連携促進課長、戸籍住民課長、保険年金課長及び子どもはぐくみ課長を含む。）の項中「、総務・防災・地域連携促進課長」を削り、同項第1号中「及び同室総務・防災・地域連携促進課長」を削り、同項第9号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項中第19号を第20号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 物品の貸借の決定及び契約に関すること。

別表室に置く課長及び担当課長の項第9号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表総務・防災課長及び総務・防災・地域連携促進課長の項第5号を次のように改める。

(5) 1件2,000,000円以下又は供給量10万立方メートル未満のガスの需給契約及び1件2,000,000円以下又は契約電力50キロワット未満の電気の需給契約に関すること。ただし、随意契約に限る。

別表総務・防災課長及び総務・防災・地域連携促進課長の項中「及び総務・防災・地域連携促進課長」を削り、同項第8号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表障害保健福祉課長の項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「左京区役所、山科区役所、右京区役所及び伏見区役所以外の区役所並びに区役所支所の障害保健福祉課長にあつては」を「点字図書」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を削り、第15号を第12号とし、第16号を第13号とする。

別表障害保健福祉課担当課長の項を削る。

別表京北出張所次長の項第17号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項第28号中「、京都市重度心身障害者医療費支給条例」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)